

「おもいやりハンドブック」を作成・配布しています

市では、地域社会全体で障がいのある人への理解を深め、誰もが安心して暮らせる共生社会（インクルーシブ社会）の実現を推進することを目指し、障がいの種類と主な特徴を記載した「おもいやりハンドブック」を作成し、社会福祉課で配布しています。

1. 障がい特性の正しい理解と意識の啓発

外見から分かりにくい障がいを含め、それぞれの特性（行動、コミュニケーション、感覚など）を分かりやすく説明することで、障がいに関する誤解や無関心を取り除き、正しい知識を広めます。

住民一人ひとりが障がいのある人に対し、自然で適切な配慮ができるよう、共感する心や想像力を育むきっかけを提供します。



2. 合理的配慮の促進と実践

障がいのある人が日常生活や社会活動において直面する困難（バリア）を解消するため、具体的な声かけの仕方やサポートの方法を提示し、実践を促します。

国が定める障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いをなくし、必要な合理的配慮の提供を促進するツールとして活用できます。

3. 地域での助け合いと見守り体制の強化

災害時や緊急時を含め、地域住民、商店、交通機関などが、障がい特性に応じた支援を提供できるように準備し、相互に支え合うネットワークを築く土台となります。

周囲の理解と配慮が増えることで、障がいのある人が孤立することなく、社会参加の機会が広がり、地域でいきいきと生活できる環境を整備します。

おもいやりハンドブックを通じて、障がいを特別なこととして捉えるのではなく、地域社会における多様性の一つとして受け入れ、具体的な行動につなげるための共通認識と行動規範を提供します。

知っていますか？ 思いやリマーク

このマークは、「必要があればお手伝いします」という意思を周りに示すものです。支援が必要な人が助けを求めやすい社会になることを願って作りました。

障がいや病気等により、支援が必要な人に対して、無理のない範囲で配慮や支援をお願いします。



～障害者差別解消法とは～

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めるなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

おもいやりハンドブック、思いやリマークをご希望の人は、社会福祉課までお問い合わせください。

問 健康福祉部社会福祉課 67-1811